

議案第 19 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月16日提出

野田市長 鈴木 有

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第11条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「その者」を「当該職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第1号及び第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤

務職員」に改める。

第20条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条の2」を「第4条第2項から第10項まで、第8条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項から附則第9項までを1項ずつ繰り上げ、附則に次の7項を加える。

(60歳を超える職員に対する経過措置)

9 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 野田市職員の定年等に関する条例(昭和59年野田市条例第23号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 野田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第13項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数

を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1.3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.4 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.5 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第1の2再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員			基準給 料月額	
			204,700	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(職員の勤務延長に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）第2条3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤

務職員とみなして、新条例第19条第3項、第20条第2項第2号及び第20条の4の規定を適用する。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条第2項第2号、第12条第3項及び第14条第2項の規定を適用する。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

職員の定年の引上げに伴い、60歳を超える職員に対する給料月額等の規定、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額等の規定、暫定再任用職員等の給料月額等の規定等を整備しようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年野田市条例第32号)

改 正 案	現 行
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日 前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に 応じて、行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>11 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の 規定により採用された職員(以下「定年前 再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料 月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員 に適用される給料表の定年前再任用短時間 勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、 第1項の規定により当該定年前再任用 短時間勤務職員の属する職務の級に応じた 額に、野田市職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(昭和60年野田市条例第17 号。以下「勤務時間等条例」という。)</u>第2 条第3項の規定により定められた<u>当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条 第1項に規定する勤務時間で除して得た数 を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第5条 削除</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期 間につき、規則で定めるところにより算 出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に 要する運賃等の額に相当する額(以下「 運賃等相当額」という。)。ただし、運 賃等相当額を支給単位期間の月数で除し</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日 前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に 応じて、行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の 規定により採用された職員(以下「再任用 職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に 適用される給料表の再任用職員の欄に掲げ る給料月額のうち、その者の属する職務の 級に応じた額とする。</u></p> <p>第5条 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員(以下「再任用短時 間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>前 条第11項の規定にかかわらず、同項の規定 による給料月額に、野田市職員の勤務時 間、休日、休暇等に関する条例(昭和60年 野田市条例第17号。以下「勤務時間等条 例」という。)</u>第2条第3項の規定により定 められた<u>その者の勤務時間を同条第1項に 規定する勤務時間で除して得た数を乗じて 得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期 間につき、規則で定めるところにより算 出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に 要する運賃等の額に相当する額(以下「 運賃等相当額」という。)。ただし、運 賃等相当額を支給単位期間の月数で除して</p>

て得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に基づいて、支給単位期間につき、次の表に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 (略)

(特殊勤務手当)

第12条 (略)

2 (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対して手当の額が月額で定められている特殊勤務手当を支給するときは、月額に勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条第2項に規定する勤務1時間当たり

得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 その者の自動車等の使用距離に基づいて、支給単位期間につき、次の表に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

(略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 (略)

(特殊勤務手当)

第12条 (略)

2 (略)

- 3 再任用短時間勤務職員に対して手当の額が月額で定められている特殊勤務手当を支給するときは、月額に勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条第2項に規定する勤務1時間当たり

の給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等条例第2条の2第1項及び第3項並びに第2条の3に規定する勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) (略)

5 (略)

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規

の給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等条例第2条の2第1項及び第3項並びに第2条の3に規定する勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) (略)

5 (略)

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で

則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を

定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) (略)

6 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第20条の4 第4条第2項から第10項まで、第8条の2、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～3 (略)

(削る。)

4～8 (略)

(60歳を超える職員に対する経過措置)

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 野田市職員の定年等に関する条例(昭和59年野田市条例第23号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 野田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されてい

3～5 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第20条の4 第8条の2、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～3 (略)

4 当分の間、55歳(行政職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員(行政職給料表(1)の適用を受ける職員で、その職務の級が6級から8級までのものを除く。)の昇給の号給数は、第4条第7項の規定にかかわらず、同条第4項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した場合は、1号給とする。

5～9 (略)

た職員を除く。)

- 11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第13項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改 正 案

別表第1(第3条第1項)
行政職給料表(1)

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
(略)								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
備考 (略)								

現 行

別表第1(第3条第1項)
行政職給料表(1)

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
(略)								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
備考 (略)								

改 正 案

別表第1の2(第3条第1項)
行政職給料表(2)

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
(略)				
定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	
			204,700	
備考 (略)				

現 行

別表第1の2(第3条第1項)
行政職給料表(2)

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
(略)				
再任用職員			204,700	
備考 (略)				